



施設基準・加算について

当院では、「かかりつけ医」機能を有するクリニックとして、以下の取り組みを行っております。

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じて、専門の医師・専門医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日のお問い合わせへの対応を行っています。(0985-61-7751)
- ・日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修会を修了しています。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する地域の医療機関が検索できます。

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認に対応しています。

受診された患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得及び活用して診療を行っています。

当院は患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の投薬又はリフィル処方箋の交付に対応可能です。

当院は情報通信機器を用いた診療に対応しております。

当院では、厚生労働省の定めるオンライン診療指針に基づき行います。
なお情報通信機器を用いた初診診療では向精神薬を処方しておりません。

当院は往診や訪問診療に対応しております。

患者様のお宅に定期的に訪問して診察することができます。

寝たきりなどで通院が困難な方、病院から退院して自宅療養中の方など、患者様の状況に応じて対応いたします。

ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

介護保険施設との連携について

当院では、下記の介護保険施設等との協力体制を講じ、定期的な訪問診療を行うとともに、患者様の病状の急変等に対応しております。

それに伴い、患者様の同意を得て ICT 等を活用し、患者様の診療情報や急変時の対応方針について、常に確認できる体制をとっております。

【連携施設】

- ・星空の都みやざき

訪問診療を実施している患者様に関しては、他の医療施設、介護サービス事業者と連携しています。

訪問診療実施患者様の状況に応じて、下記医療、介護施設ときめ細やかな連携体制をとっています。患者様同意の上、連携する施設間において ICT ツール(MCS:メディカルケアステーション)で患者様の診療情報等を共有しています。

訪問診療における ICT ツールを用いた主な連携機関

- ・城ヶ崎訪問看護ステーションなのはな
- ・訪問看護ステーションのびやか
- ・訪問看護ステーションハピネス
- ・訪問看護ステーションーツ葉
- ・訪問看護ステーションわすれな草
- ・リバーサイドおおよど 等

≪ MCS メディカルケアステーションとは ≫

病院やクリニック、薬局、介護施設などで働く医療介護者の多職種連携や患者・家族とのコミュニケーションツールとして、全国の医療介護の現場で利用されている完全非公開型の医療介護専用 SNS です。

厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠したセキュリティで大事な情報を守ります。

【基本診療料】

- ・時間外対応加算(1)
- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・地域包括診療加算(1)
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・一般名処方加算(1)
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・ベースアップ評価料 1

【特掲診療料】

- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・ニコチン依存症管理料
- ・別添 1 の「第 9」の 1 の(1)に規定する在宅療養支援診療所
- ・二次性骨折予防継続管理料 3